

議案第 30 号

城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 6 年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 の一部を改正する条例

城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年城里町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年法律第24号24号」を「平成17年法律第24号」に、「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号イ」に改め、「及び地域再生法第17条の6」を削る。

第2条中「平成17年城里町税条例第49号」を「平成17年城里町条例第49号」に、「町条例」を「町税条例」に改め、同条の表中「

地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「法施行規則」という。）第25条第1項に規定する移転型事業	当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度より5年度分	町税条例第62条に規定する税率に100分の1を乗じて得た率
施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「法施行規則」という。）第25条第1項に規定する拡充型事業	当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度より3年度分	

」を「

法第17条の2第1項第1号に規定する移転型事業	当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度より5年度分	町税条例第62条に規定する税率に100分の1を乗じて得た率
法第17条の2第1項第2号に規定する拡充型事業	当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度より3年度分	

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			現 行		
(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）<u>第5条第4項第5号イ</u>に規定する地方活力向上地域内において法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第3号の規定により、本町が課する固定資産税の不均一課税をすることについて定めるものとする。 (不均一課税) 第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに該当家屋又は構築物の敷地である土地（平成27年10月8日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に該当土地を敷地とする該当家屋又は構築物の建設の着手があった場合における該当土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなった年度より、城里町税条例（平成17年城里町条例第49号。以下「<u>町税条例</u>」という。）第62条の規定にかかわらず、次表に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる税率とする。			(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号24号。以下「法」という。）<u>第5条第4項第4号</u>に規定する地方活力向上地域内において法第17条の6 <u>及び地域再生法第17条の6</u>の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第3号の規定により、本町が課する固定資産税の不均一課税をすることについて定めるものとする。 (不均一課税) 第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに該当家屋又は構築物の敷地である土地（平成27年10月8日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に該当土地を敷地とする該当家屋又は構築物の建設の着手があった場合における該当土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなった年度より、城里町税条例（平成17年城里町税条例第49号。以下「<u>町条例</u>」という。）第62条の規定にかかわらず、次表に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる税率とする。		
事業	年度の区分	税率	事業	年度の区分	税率

<u>法第 17 条の 2 第 1 項 第 1 号</u> に規定する移転型事業	該当固定資産に対し て新たに固定資産税を課することとなっ た年度より 5 年度分	町税条例第 62 条に規 定する税率に 100 分 の 1 を乗じて得た率
<u>法第 17 条の 2 第 1 項 第 2 号</u> に規定する拡 充型事業	該当固定資産に対し て新たに固定資産税 を課することとなっ た年度より 3 年度分	

(以下略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<u>地域再生法施行規則</u> <u>(平成 17 年内閣府令</u> <u>第 53 号。以下「法施</u> <u>行規則」という。)</u> <u>第 25 条第 1 項</u> に規定 する移転型事業	該当固定資産に対し て新たに固定資産税 を課することとなっ た年度より 5 年度分	町税条例第 62 条に規 定する税率に 100 分 の 1 を乗じて得た率
<u>施行規則(平成 17 年</u> <u>内閣府令第 53 号。以</u> <u>下「法施行規則」と</u> <u>いう。)</u> <u>第 25 条第 1</u> <u>項</u> に規定する拡充型 事業	該当固定資産に対し て新たに固定資産税 を課することとなっ た年度より 3 年度分	

(以下略)

議案第 31 号

城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例について

城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 6 年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年城里町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「（介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）」を「（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号中「前項」を「第1項」に改め、「（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。）」を削り、同項第3号の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1条～第3条 (略) (地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数<u>(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)</u>は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)<u>その他これに準ずる者</u> 1人 2. 前項の規定にかかわらず、<u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごと</u>	第1条～第3条 (略) (地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員<u>(介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。))をいう。)</u>その他これに準ずる者 1人 (追加)

に同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(3) 町の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

第5条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。）において認められた場合

(3) 町の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

第5条 (略)

議案第 32 号

城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 6 年 月 日

令和 6 年城里町条例第 一 号

城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例（平成25年城里町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表矢の目沢共同放牧場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後		現 行	
(趣旨) 第1条 (略) (設置) 第2条 共同放牧場を次のとおり設置する。		(趣旨) 第1条 (略) (設置) 第2条 共同放牧場を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
鍛冶屋沢共同放牧場	東茨城郡城里町大字上古内地内	鍛冶屋沢共同放牧場	東茨城郡城里町大字上古内地内
小勝共同放牧場	東茨城郡城里町大字小勝地内	<u>矢の目沢共同放牧場</u>	<u>東茨城郡城里町大字孫根地内</u>
		小勝共同放牧場	東茨城郡城里町大字小勝地内
第3条～第5条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		第3条～第5条 (略)	

議案第 33 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により城里町道路線を次のとおり変更する。

整理 番号	路 線 名	新旧 の別	起 点	延長 (m)	重要な経過点
			終 点		
1	町道 19 号線	旧	大字真端 2 2 1 番 1 地先	2054.11	
			大字真端 5 6 6 番 5 地先		
		新	大字真端 1 9 8 番 1 地先	2104.11	別添図面の通り
			大字真端 5 6 6 番 5 地先		

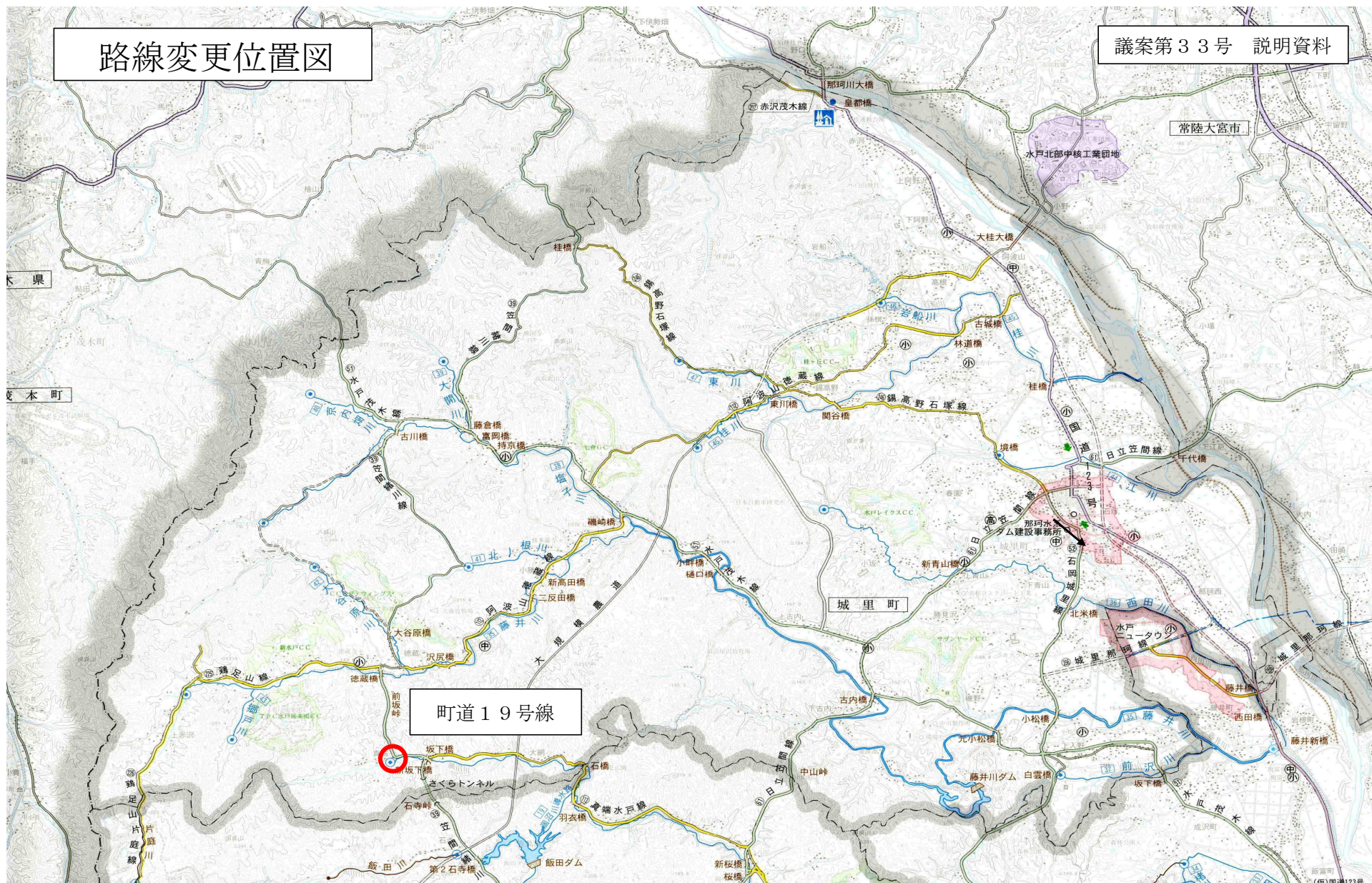
令和 6 年 6 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 6 年 月 日

路線変更位置図

議案第33号 説明資料



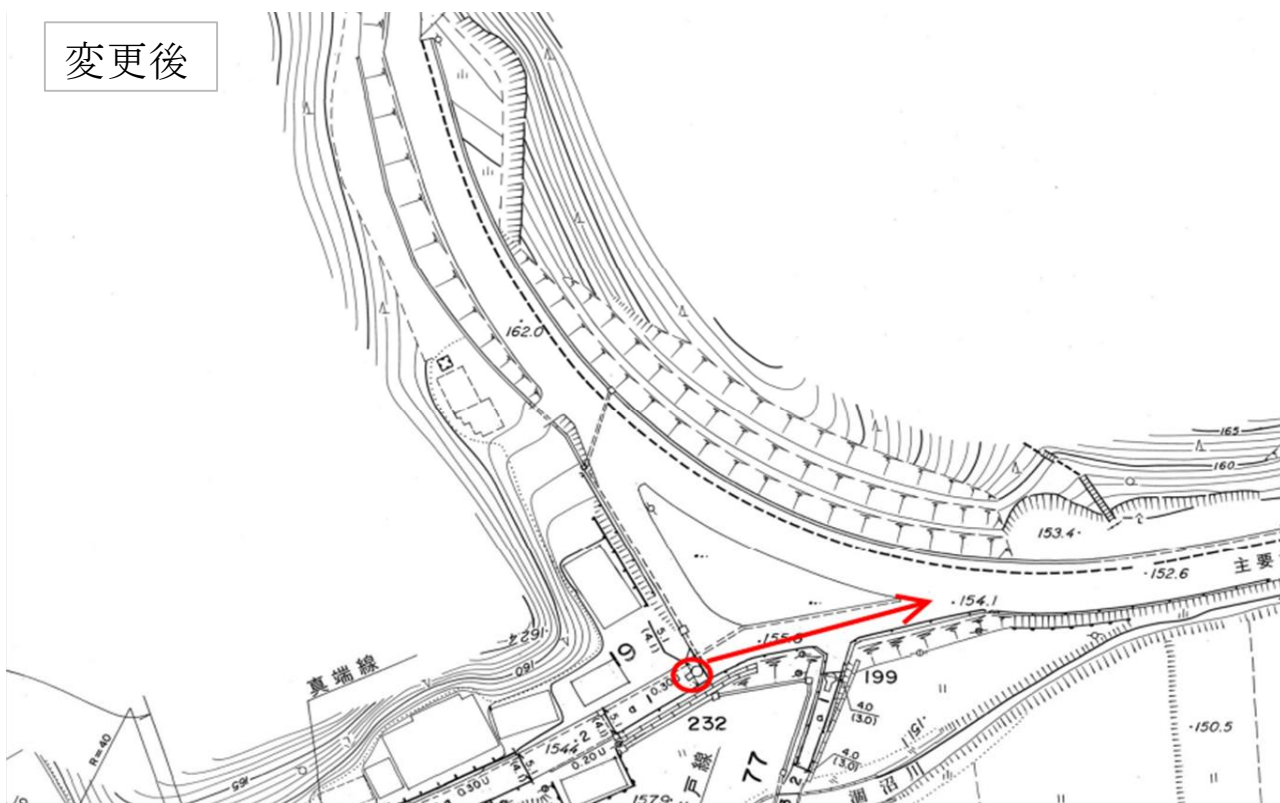
町道19号線

城里町

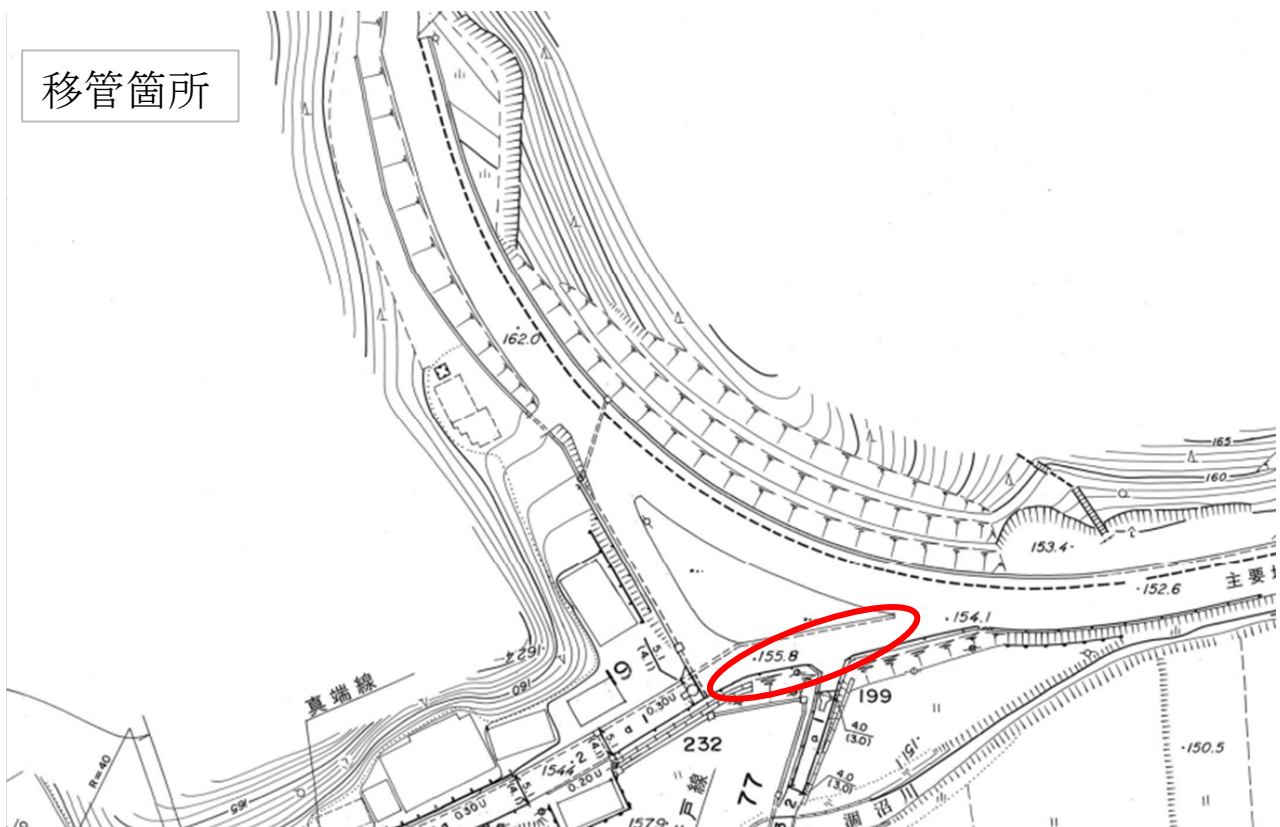
常陸大宮市

路線変更（起点変更） 町道19号線 位置図

変更後



移管箇所



議案第 34 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により城里町道路線を次のとおり認定する。

整理 番号	路 線 名	起 点	延長 (m)	重要な経過点
		終 点		
1	町道 208 号線	大字真端 228 番 1 地先	40.0	別添図面の通り
		大字真端 221 番 2 地先		

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 6 年 月 日

路線認定位置図

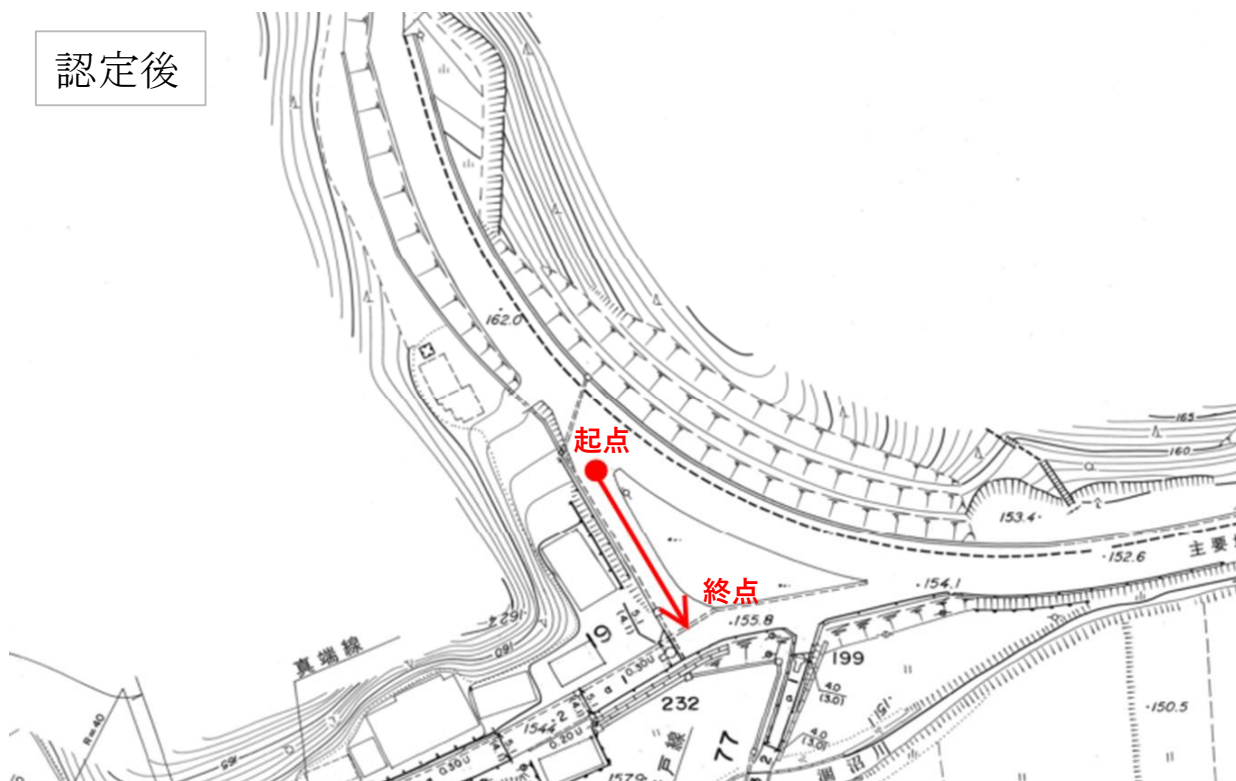
議案第 34 號 說明資料

常陸大宮市

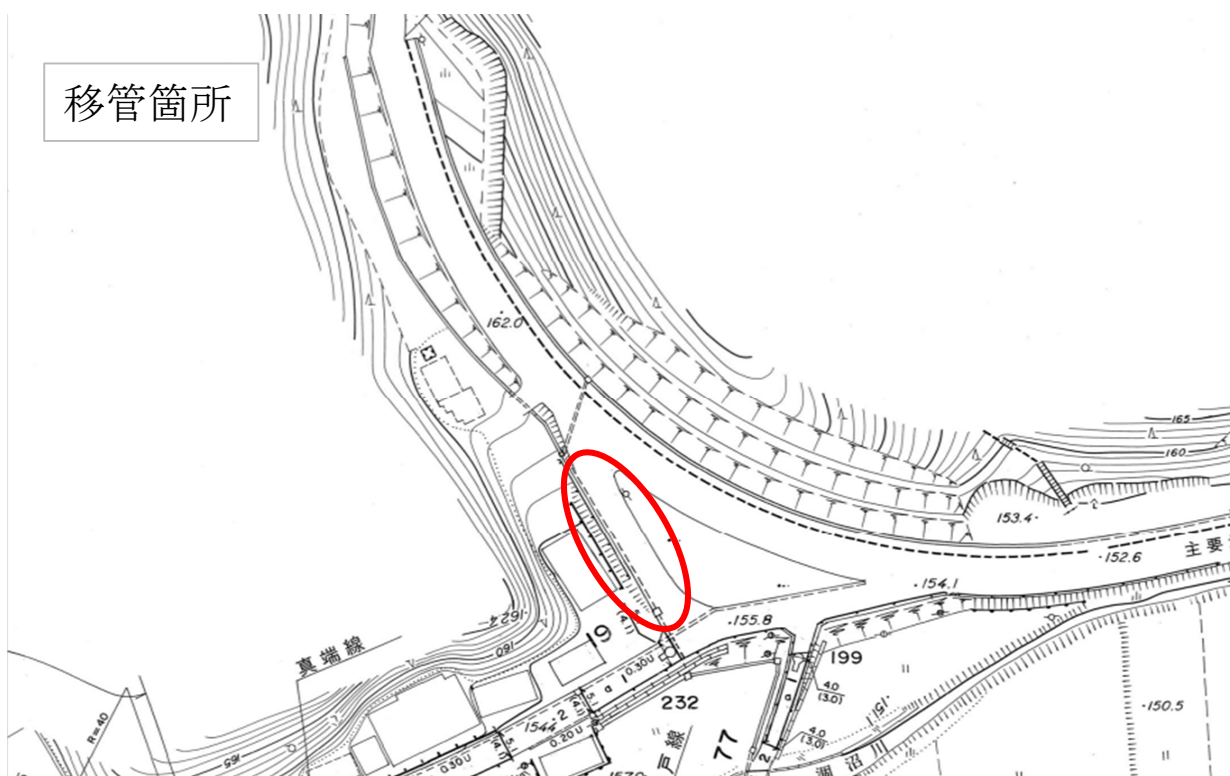
路線認定箇所

路線認定 町道208号線 位置図

認定後



移管箇所



議案第 35 号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 6月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）新旧対照表

変 更 後	変 更 前												
（執行機関の組織） 第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。 2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。 （略） 別表第 1（第 4 条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 資格確認書等の引渡し 3 資格確認書等の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各号に掲げる事務に付随する事務 別表第 2（第 18 条関係） <table><tr><th>区 分</th><th>負 担 割 合 等</th></tr><tr><td>1 共通経費</td><td>均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%</td></tr><tr><td>2 医療給付に要する経費</td><td>高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額</td></tr></table>	区 分	負 担 割 合 等	1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額	（執行機関の組織） 第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。 2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。 <u>3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</u> （略） 別表第 1（第 4 条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 被保険者証及び資格証明書等の引渡し 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各号に掲げる事務に付随する事務 別表第 2（第 18 条関係） <table><tr><th>区 分</th><th>負 担 割 合 等</th></tr><tr><td>1 共通経費</td><td>均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%</td></tr><tr><td>2 医療給付に要する経費</td><td>高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額</td></tr></table>	区 分	負 担 割 合 等	1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
区 分	負 担 割 合 等												
1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%												
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額												
区 分	負 担 割 合 等												
1 共通経費	均等割 10% 人口割 45% 高齢者人口割 45%												
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額												

3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第 105 条 に定める市町村が納付すべき 額)	市町村が徴収した保険料等の実額 及び低所得者等の保険料軽減額相 当額	3 保険料その他の納付金 (高齢者医療確保法第 105 条 に定める市町村が納付すべき 額)	市町村が徴収した保険料等の実額 及び低所得者等の保険料軽減額相 当額
備 考 1 人口割の算定は、前年度の <u>1 月 1 日</u> 現在の住民基本台帳に基づく人口による。 2 高齢者人口割の算定は、前年度の <u>1 月 1 日</u> 現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。 付 則 (施行期日) 1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第 1 の規定は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。 (経過措置) 2 この規約による変更後の別表第 2 備考の規定は、令和 7 年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和 6 年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。		備 考 1 人口割の算定は、前年度の <u>3 月 31 日</u> 現在の住民基本台帳に基づく人口による。 2 高齢者人口割の算定は、前年度の <u>3 月 31 日</u> 現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。	

議案第36号

令和6年度城里町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度城里町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,294千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,068,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年 6月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町 税		2,036,032	△ 74,964	1,961,068
	1. 町 民 税	804,391	△ 74,964	729,427
11. 地 方 特 例 交 付 金		11,300	74,964	86,264
	1. 地 方 特 例 交 付 金	11,300	74,964	86,264
16. 国 庫 支 出 金		871,302	172,557	1,043,859
	1. 国 庫 負 担 金	608,870	88,158	697,028
	2. 国 庫 補 助 金	258,778	84,399	343,177
17. 県 支 出 金		572,471	9,311	581,782
	1. 県 負 担 金	347,418	5,520	352,938
	2. 県 補 助 金	187,478	2,699	190,177
	3. 委 託 金	37,575	1,092	38,667
19. 寄 附 金		100,052	70	100,122
	1. 寄 附 金	100,052	70	100,122
20. 繰 入 金		914,231	28,876	943,107
	2. 基 金 繰 入 金	914,230	28,876	943,106
22. 諸 収 入		135,502	21,580	157,082
	5. 雑 入	126,397	21,580	147,977
23. 町 債		1,518,400	△ 100	1,518,300
	1. 町 債	1,518,400	△ 100	1,518,300
歳 入 合 計		10,836,000	232,294	11,068,294

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,559,479	48,828	1,608,307
	1. 総 務 管 理 費	1,337,224	4,261	1,341,485
	2. 徴 税 費	143,010	44,567	187,577
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	72,171		72,171
3. 民 生 費		2,948,774	151,183	3,099,957
	1. 社 会 福 祉 費	1,800,260	51,322	1,851,582
	2. 児 童 福 祉 費	1,148,514	99,861	1,248,375
4. 衛 生 費		728,193	30,005	758,198
	1. 保 健 衛 生 費	304,195	30,005	334,200
5. 農 林 水 産 業 費		581,715	301	582,016
	1. 農 業 費	567,086	301	567,387
6. 商 工 費		694,938	9,450	704,388
	1. 商 工 費	694,938	9,450	704,388
7. 土 木 費		1,818,704	△ 14,658	1,804,046
	2. 道 路 橋 梁 費	854,084		854,084
	4. 都 市 計 画 費	603,895	9,794	613,689
	5. 住 宅 費	152,893	△ 24,452	128,441
8. 消 防 費		484,222	3,300	487,522
	1. 消 防 費	484,222	3,300	487,522
9. 教 育 費		1,097,136	3,885	1,101,021
	1. 教 育 総 務 費	224,758	1,092	225,850
	2. 小 学 校 費	264,697	50	264,747

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3. 中 学 校 費	100,581	20	100,601
	4. 社 会 教 育 費	273,506	459	273,965
	5. 保 健 体 育 費	233,594	2,264	235,858
歳 出	合 計	10,836,000	232,294	11,068,294

第2表 地方債補正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合 併 特 例 事 業	577,900				580,700			
過 疎 対 策 事 業	607,400				617,900			
公 営 住 宅 建 設 事 業	40,100				26,700			
計	1,518,400				1,518,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	2,036,032	△74,964	1,961,068
11. 地方特例交付金	11,300	74,964	86,264
16. 国庫支出金	871,302	172,557	1,043,859
17. 県 支 出 金	572,471	9,311	581,782
19. 寄 附 金	100,052	70	100,122
20. 繰 入 金	914,231	28,876	943,107
22. 諸 収 入	135,502	21,580	157,082
23. 町 債	1,518,400	△100	1,518,300
歳 入 合 計	10,836,000	232,294	11,068,294

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2. 総 務 費	1,559,479	48,828	1,608,307	56,719			△7,891	
3. 民 生 費	2,948,774	151,183	3,099,957	145,661			5,522	
4. 衛 生 費	728,193	30,005	758,198			21,580	8,425	
5. 農 林 水 産 業 費	581,715	301	582,016	250			51	
6. 商 工 費	694,938	9,450	704,388		2,800		6,650	
7. 土 木 費	1,818,704	△14,658	1,804,046	△21,854	△2,900		10,096	
8. 消 防 費	484,222	3,300	487,522				3,300	
9. 教 育 費	1,097,136	3,885	1,101,021	1,092		70	2,723	
歳 出 合 計	10,836,000	232,294	11,068,294	181,868	△100	21,650	28,876	

2. 歳 入

(款) 1. 町税

(項) 1. 町民税

(単位 千円)

目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 個 人	747,617	△74,964	672,653	1. 現 年 課 税 分	△74,964	個人町民税現年課税分
計	804,391	△74,964	729,427			

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

1. 地 方 特 例 交 付 金	11,300	74,964	86,264	1. 個人住民税減収補填特例交付金	74,964	個人住民税減収補填特例交付金
計	11,300	74,964	86,264			

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	608,488	88,158	696,646	4. 児童福祉費負担金	88,158	児童手当負担金
計	608,870	88,158	697,028			

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	127,061	108,041	235,102	1. 総 務 費 補 助 金	108,041	中間サーバプラットフォーム利用補助金 3,876 デジタル基盤改革支援補助金 8,276 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 95,889
2. 民生費国庫補助金	46,416	661	47,077	2. 児童福祉費補助金	661	児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金
4. 土木費国庫補助金	64,992	△24,303	40,689	1. 土 木 費 補 助 金	△24,303	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 4,897 住宅リフォーム助成事業補助金 △1,321 道路メンテナンス事業補助 △16,877 社会資本整備総合交付金（地住計画） △11,002
計	258,778	84,399	343,177			

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	346,632	5,520	352,152	5. 児童福祉費負担金	5,520	児童手当負担金
計	347,418	5,520	352,938			

(款) 17. 県支出金			(項) 2. 県補助金			(単位 千円)
目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 農林水産業費県補助金	52,649	250	52,899	2. 農業振興費補助金	250	新規就農者育成総合対策補助金
6. 土 木 費 県 補 助 金	7,434	2,449	9,883	2. 住 宅 費 補 助 金	2,449	耐震改修事業費補助金
計	187,478	2,699	190,177			

(款) 17. 県支出金			(項) 3. 委託金			
5. 教育費委託金	860	1,092	1,952	1. 教育費委託金	1,092	学校安全総合支援事業委託金
計	37,575	1,092	38,667			

(款) 19. 寄附金			(項) 1. 寄附金			
3. 教 育 寄 附 金	50	70	120	1. 教 育 寄 附 金	70	教育寄附金
計	100, 052	70	100, 122			

(款) 20. 繰入金			(項) 2. 基金繰入金			
1. 財政調整基金繰入金	639, 000	28, 876	667, 876	1. 財政調整基金繰入金	28, 876	財政調整基金繰入金
計	914, 230	28, 876	943, 106			

(款) 22. 諸収入			(項) 5. 雑入					
8. 雑	入	55, 213	21, 580	76, 793	4. 雑	入	21, 580	新型コロナウイルスワクチン接種助成金
計		126, 397	21, 580	147, 977				

(款) 23. 町債			(項) 1. 町債			
1. 総 務 債	1, 285, 000	13, 300	1, 298, 300	1. 合 併 特 例 事 業 債	2, 800	合併特例事業債
				2. 過 疎 対 策 事 業 債	10, 500	過疎対策事業債
2. 土 木 債	194, 200	△13, 400	180, 800	1. 公営住宅建設事業債	△13, 400	公営住宅建設事業債
計	1, 518, 400	△100	1, 518, 300			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	514, 599	385	514, 984				385	12. 委託料	385	例規整備支援業務委託
7. 企 画 費	274, 004	3, 876	277, 880	10, 040			△6, 164	18. 負担金、補助及び交付金	3, 876	負担金 税番号制度中間サーバP F利用負担金 財源内訳補正
計	1, 337, 224	4, 261	1, 341, 485	10, 040			△5, 779			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	85, 629	44, 567	130, 196	44, 567				3. 職員手当等	297	時間外手当
								10. 需用費	50	消耗品費
								11. 役務費	570	通信運搬費 手数料
								12. 委託料	1, 650	システム導入委託
								18. 負担金、補助及び交付金	42, 000	補助金 定額減税補足給付金
計	143, 010	44, 567	187, 577	44, 567						

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	72, 171		72, 171	2, 112			△2, 112			財源内訳補正
計	72, 171		72, 171	2, 112			△2, 112			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 社会福祉 総 務 費	306,643	51,322	357,965	51,322				11. 役務費	206	通信運搬費 手数料	151 55
								12. 委託料	1,116	電算処理業務委託	
								18. 負担金 、補助 及び交 付 金	50,000	補助金 住民税非課税世帯給付金 住民税均等割課税世帯給付金	40,000 10,000
計	1,800,260	51,322	1,851,582	51,322							

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉 総務費	351,403	99,861	451,264	94,339			5,522	3. 職員手当等	327	時間外手当
								10. 需用費	55	消耗品費
								11. 役務費	279	通信運搬費 118 手数料 161
								19. 扶助費	99,200	児童手当
計	1,148,514	99,861	1,248,375	94,339			5,522			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生 総務費	156,763	1,870	158,633				1,870	27. 繰出金	1,870	国民健康保険特別会計（施設勘定） 繰出金
2. 予防費	38,113	28,016	66,129			21,580	6,436	12. 委託料	28,016	接種券作成委託 1,236 予防接種業務委託 26,780
3. 母子衛生費	12,834	119	12,953				119	10. 需用費	119	印刷製本費
計	304,195	30,005	334,200			21,580	8,425			

(款) 5. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3.農業振興費	126,411	301	126,712	250			51	10.需用費	51	消耗品費7
								18.負担金、補助及び交付金	250	印刷製本費44
										補助金 新規就農者育成総合対策補助金
計	567,086	301	567,387	250			51			

(款) 6. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 商工業振興費	36,220	△204	36,016				△204	18. 負担金、補助及び交付金	△204	補助金 たばこ小売商費補助
3. 観光費	26,691	7,721	34,412				7,721	12. 委託料	7,721	調査測量委託
4. 観光施設費	583,306	1,933	585,239		2,800		△867	12. 委託料	1,933	不動産鑑定業務委託 財源内訳補正
計	694,938	9,450	704,388		2,800		6,650			

(款) 7. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

3. 橋梁維持費	67,391		67,391	△16,877	10,500		6,377			財源内訳補正
計	854,084		854,084	△16,877	10,500		6,377			

(款) 7. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	18,755	9,794	28,549	6,025			3,769	12. 委託料	794	耐震診断委託
								18. 負担金、補助及び交付金	9,000	補助金 木造住宅耐震改修事業費補助金 財源内訳補正
計	603,895	9,794	613,689	6,025			3,769			

(款) 7. 土木費

(項) 5. 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 住宅建設費	76,735	△24,452	52,283	△11,002	△13,400		△50	12. 委託料	△14,080	実施設計委託
								14. 工事請負 費	△10,372	公営住宅建設工事
計	152,893	△24,452	128,441	△11,002	△13,400		△50			

(款) 8. 消防費

(項) 1. 消防費

2. 消防施設費	22,313	3,300	25,613				3,300	17. 備品購入費	3,300	消防備品等購入
計	484,222	3,300	487,522				3,300			

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	223,301	1,092	224,393	1,092				7. 報償費	120	報償金
										委員謝礼 55
										アドバイザー謝金 65
								10. 需用費	231	消耗品費 99
										印刷製本費 132
								12. 委託料	741	スケアードストレイト交通安全教室業務委託
計	224,758	1,092	225,850	1,092						

(款) 9. 教育費

(項) 2. 小学校費

2. 教育振興費	32,825	50	32,875			50		17. 備品購入費	50	図書購入
計	264,697	50	264,747			50				

(款) 9. 教育費

(項) 3. 中学校費

2. 教育振興費	40,295	20	40,315			20		17. 備品購入費	20	図書購入
計	100,581	20	100,601			20				

(款) 9. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 社会教育 総 務 費	65,661	459	66,120				459	18. 負担金 、補助 及び交 付 金	459	補助金 ふれあいの船事業補助
計	273,506	459	273,965				459			

(款) 9. 教育費

(項) 5. 保健体育費

2. 体育施設 費	85,511	2,264	87,775				2,264	14. 工事請 負 費	2,264	施設維持補修工事
計	233,594	2,264	235,858				2,264			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	308	246,553	620,318	504,298	1,371,169	257,436	1,628,605	
補 正 前	308	246,553	620,318	503,674	1,370,545	257,436	1,627,981	
比 較				624	624		624	

(単位 千円)

内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	16,362	151,174	129,263	70,241	17,112	12,936	8,970	12,270	85,467	
	補 正 前	16,362	151,174	129,263	69,617	17,112	12,936	8,970	12,270	85,467	
	比 較				624						
	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			346	157						
	補 正 前			346	157						
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	162		620,318	467,661	1,087,979	206,016	1,293,995	
補 正 前	162		620,318	467,037	1,087,355	206,016	1,293,371	
比 較				624	624		624	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	16,362	130,007	113,793	70,241	17,112	12,936	8,970	12,270	85,467	
	補 正 前	16,362	130,007	113,793	69,617	17,112	12,936	8,970	12,270	85,467	
	比 較				624						
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			346	157						
	補 正 前			346	157						
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	146	246,553		36,637	283,190	51,420	334,610	
補 正 前	146	246,553		36,637	283,190	51,420	334,610	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		21,167	15,470							
	補 正 前		21,167	15,470							
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増 減 事 由 別 内 訳（千円）		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	624	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	624		

令和6年度 城里町
一般会計補正予算（第1号）
予算の概要

(課局名 まちづくり戦略課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
1	税番号制度中間サーバPF利用負担金	○	税番号制度中間サーバ・プラットフォームの利用に係る負担金	3,876	9	総務費国庫補助金 3,876
2	ハイキングコース整備事業	○	御前山地域(赤沢富士・白山)ハイキングコース整備に伴い、コースの調査及び測量を行う。	7,721	11	
3	不動産鑑定評価業務	○	うぐいすの里の土地の鑑定評価を行い、今後の活用方法について検討を行う。	1,933	11	

(課局名 総務課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
4	夜間活動用発動機付LED投光器導入事業	○	火災等の夜間災害活動時に、現在の投光器では、光量が不足し安全な夜間活動に支障をきたしていることから、LED投光器を購入することで団員の安全と活動の向上を図る。	3,300	12	

(課局名 税務課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
5	定額減税補足給付金事業	○	物価高騰に対応し可処分所得の増を図る定額減税を補足する対策として、定額減税しきれない対象者に対し調整給付を行う。	44,567	9	総務費国庫補助金 44,567

(課局名 国保年金課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
6	国民健康保険特別会計(施設勘定)繰出金		事業費の歳出見込額の増により補正を行う。	1,870	10	

(課局名 健康福祉課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
7	物価高騰対応重点支援給付金事業		物価高騰に伴う低所得世帯支援として、新たに令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し1世帯当たり10万円の支給を行う。 (既に令和5年度非課税給付または均等割のみ課税給付の対象となった世帯を除く)	51,322	10	対象見込500世帯 総務費国庫補助金 51,322
8	児童手当支給事業		令和6年10月からの児童手当制度の見直しに伴い、新たな支給対象者に対し認定手続き及び支給を行う。	99,861	10	民生費国庫補助金 661 民生費国庫負担金 88,158 民生費県負担金 5,520
9	予防接種事業		新型コロナワクチン予防接種が定期化されたことに伴い、対象者(65歳以上)に予診票を送付し予防接種を行う。	28,016	10	雑入 21,580 対象者 約7,200人 見込み者 36%≒2,600人

(課局名 都市建設課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
10	木造住宅耐震改修事業		木造住宅の耐震改修(診断委託・改修補助)にかかる費用の一部の補助を行う事業の実施にあたり、申請件数の増により不足見込額を補正する。	9,794	11	土木費国庫補助金 4,897 土木費県補助金 2,449 耐震診断委託 9件増 耐震改修補助 9件増

(課局名 教育委員会事務局)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
11	学校安全総合支援事業	○	茨城県より城里町がモデル地域に指定されたことをうけて、モデル地域内の学校でスクエアドストレイト交通安全教室等を実施し、学校安全の推進体制を構築する。	1,092	12	教育費委託金 1,092
12	ふれあいの船事業		参加対象児童数の増と今般の交通費等の諸経費の上昇により、事業費が当初見込みより増加したことに対応するため、要綱の改正を行い、事業費補助割合を変更することで個人負担の軽減を図るため、補正を行う。	459	13	
13	桂体育館天井照明器具修繕事業	○	照明器具に不具合が生じ利用に支障をきたしているため、修繕工事を行う。	2,264	13	

議案第 37 号

令和 6 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 6 年 月 日

第1表 歳出予算補正

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		62,183	200	62,383
	1. 総務管理費	56,433	200	56,633
6. 基金積立金		37,816	△ 200	37,616
	1. 基金積立金	37,816	△ 200	37,616
歳出合計		2,116,053		2,116,053

歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1. 総務費	62,183	200	62,383				200	
6. 基金積立金	37,816	△200	37,616				△200	
歳出合計	2,116,053		2,116,053					

2. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	55,322	200	55,522				200	26. 公課費	200	消費税
計	56,433	200	56,633				200			

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 基金積立金	37,816	△200	37,616				△200	24. 積立金	△200	国民健康保険支払準備基金
計	37,816	△200	37,616				△200			

令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227,487千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年 6月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		124,960	1,870	126,830
	1. 他会計繰入金	124,960	1,870	126,830
歳入合計		225,617	1,870	227,487

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		140,525	1,870	142,395
	1. 施設管理費	140,125	1,870	141,995
歳出合計		225,617	1,870	227,487

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	124,960	1,870	126,830
歳入合計	225,617	1,870	227,487

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	140,525	1,870	142,395				1,870
歳出合計	225,617	1,870	227,487				1,870

2. 歳 入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補 正 前 額	補 予 算 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	112,708	1,870	114,578	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,870	一般会計繰入金
計	124,960	1,870	126,830			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1.一般管理費	140,125	1,870	141,995				1,870	26.公課費	1,870	消費税
計	140,125	1,870	141,995				1,870			

令和6年度 城里町
国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
予算の概要

(単位 千円)

番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
1	消費税納税		令和3年度の新型コロナワクチン接種業務に係る収入増に伴い、消費税の納税義務が生じたため、令和5年度分の収入に係る納税措置を令和6年度に行う。	1,870	9	